名称　舟通埼灯台
位置
所在地　福井県三方郡美浜町（舟通埼）
北緯　三五―四二―一二
東経　一三五―五七―二三
変更した事項
記事　この灯台の上部に簡易な灯火（白色）が設置されている。
変更年月日　令和七年一月二十日
記事　一時変更

名称　塩釜ＡＩＳ信号所
位置
所在地　宮城県塩釜市（貞山通）
北緯　三八―一八―五四
東経　一四一―〇二―〇九
変更した事項
記事　一　本ＡＩＳ信号所は、次に掲げる情報を臨機に通報する場合がある。
イ　異常気象等による船舶交通の危険を防止する必要がある場合等における空港、道路、港湾施設その他の施設の位置等に関する情報
ロ　灯浮標の流失、沈没等の航路標識の事故が発生した場合等における当該航路標識の位置等に関する情報
ハ　沈船等の新たな危険物が発生した場合等における当該危険物の位置等に関する情報
二　通報を行う海岸局識別
００４３１０１２１（函館山送受信所）
００４３１０２０２（寒風山送受信所）
００４３１０２０３（龍飛埼送受信所）
００４３１０２０６（鮫角送受信所）
００４３１０２０７（牛転峠送受信所）
００４３１０２０８（駒ケ峯送受信所）
００４３１０２０９（塩屋埼送受信所）
００４３１０２１０（艫作埼送受信所）
００４３１０２１１（北国送受信所）
００４３１０２１２（酒田送受信所）
００４３１０９０２（粟島送受信所）
変更年月日　令和七年一月二十一日
記事　一時海上移動業務識別及びそれに係るＡＩＳ信号に含まれる位置等変更中のところ記事変更のうえ復旧

名称　平沢港東防波堤灯台
位置
所在地　秋田県平沢港（東防波堤外端）
北緯　三九―一七―四九
東経　一三九―五七―三三
変更した事項
記事　消灯
変更年月日　令和七年一月二十一日
記事　一時変更

名称　伊豆岬灯台
位置
所在地　東京都三宅村（伊豆岬）
北緯　三四―〇六―四六
東経　一三九―二九―二三
変更した事項
記事　一　三五二度から二一一度までは、大船戸湾外においては陸地により灯光がさえぎられる。
二　本灯台の改修工事の実施に伴い、灰色のシートにより覆われている。
変更年月日　令和七年一月二十一日
記事　一時変更

名称　浦賀水道航路中央第二号灯浮標
位置
所在地　観音埼灯台（神奈川県横須賀市）の東方約二・八キロメートル
北緯　三五―一五―二二
東経　一三九―四六―三五
変更した事項
記事　附属施設　レーダー反射器
変更年月日　令和七年一月二十一日

名称　堺航路第三号灯浮標
位置
所在地　阪神港堺泉北区（堺信号所の西北西方約四・六キロメートル）
北緯　三四―三六―三〇
東経　一三五―二二―五七
変更した事項
記事　灯質　単せん緑光　毎三秒に一せん光
附属施設　レーダー反射器
変更年月日　令和七年一月二十一日

名称　堺航路第六号灯浮標
位置
所在地　阪神港堺泉北区（堺信号所の西北西方約三・七キロメートル）
北緯　三四―三六―二一
東経　一三五―二三―二八
変更した事項
記事　附属施設　レーダー反射器
変更年月日　令和七年一月二十一日

名称　堺航路第七号灯浮標
位置
所在地　阪神港堺泉北区（堺信号所の北西方約三・七キロメートル）
北緯　三四―三六―三〇
東経　一三五―二三―三五
変更した事項
記事　削除
変更年月日　令和七年一月二十一日

名称　堺航路第八号灯浮標
位置
所在地　阪神港堺泉北区（堺信号所の西北西方約三・四キロメートル）
北緯　三四―三六―一八
東経　一三五―二三―四二
変更した事項
記事　削除
変更年月日　令和七年一月二十一日

名称　明石海峡航路西方灯浮標
位置
所在地　江埼灯台（兵庫県淡路市）の西方約四・四キロメートル
北緯　三四―三六―二九
東経　一三四―五六―四三
変更した事項
記事　附属施設　レーダー反射器
変更年月日　令和七年一月二十一日

名称　明石海峡航路中央第二号灯浮標
位置
所在地　江埼灯台（兵庫県淡路市）の北東方約二・四キロメートル
北緯　三四―三七―二四
東経　一三五―〇〇―三三
変更した事項
記事　附属施設　レーダー反射器
変更年月日　令和七年一月二十一日

名称　敦賀港島ノ鼻南東方灯浮標
位置
所在地　福井県敦賀港第四区（明神埼の南東方約八五〇メートル）
北緯　三五―四三―五八
東経　一三六―〇二―三七
変更した事項
記事　光度　実効光度四〇カンデラ
変更年月日　令和七年一月二十一日